

中央区自治協議会委員 各位

新潟市中央区社会福祉協議会

事務局長 佐藤 靖夫

平成 2 8 年度 地域福祉ネットワーク会議開催について (ご案内)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃の本会事業についてご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、この度「地域福祉ネットワーク会議」を下記のとおり開催する運びとなりました。

中央区社会福祉協議会では、平成 2 7 年度より「ゴミ屋敷支援ガイドライン」を作成し、様々な状況からゴミを溜めてしまい、生活に支障をきたしている方々の支援について関係機関や団体と共に考えてまいりました。支援をしていく中で、多くの世帯が社会的に孤立している状況や、個人での解決が難しい状況に追い込まれてどうしようもなくなってしまってから相談につながる事が分かってきました。また、こうした世帯を支援する場合に、現状ではゴミを片づけ、生活空間を整えたり、大量のごみを廃棄したりするにあたっての支援制度やサービスが無く、関わった福祉関係者や地域の役員などがゴミの片づけや廃棄を支援しているという状況が分かってきました。

中央区社会福祉協議会では、こうした世帯への支援について中央区の地域課題として取り上げ、支援する方策を現場の方々とは協議検討してまいりました。地域の課題はゴミ屋敷の支援に限らず、引きこもりの方の支援であったり、生活保護に至る前の困窮者の方の支援であったり、刑余者の方の地域生活の支援であったり、様々な課題があります。現場だけでの解決が難しいケースについては、地域の課題として多様な関係機関による解決のための仕組みづくりが必要です。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本会議にぜひ御参加いただき、現場の職員の検討協議の場でゴミ屋敷支援の状況をお聞き取りいただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
2. 会 場 新潟市総合福祉会館 5 階 大集会室 1 ・ 2
新潟市中央区八千代 1 - 3 - 1
3. 内 容 『ゴミ屋敷の支援』に関する情報交換
 - ・ ゴミ屋敷支援社会資源一覧について
 - ・ 秋葉区の実践事例の紹介
 - ・ 解決の難しかったケースについて知恵を出し合うグループワーク
 ※グループワークにも、ぜひご参加ください。
4. 参集者
 - ・ 各地域包括支援センター
 - ・ 障がい者基幹相談支援センター中央
 - ・ パーソナルサポートセンター
 - ・ 障がい者計画相談支援相談所
 - ・ 居宅介護支援事業所
 - ・ 民生委員
 - ・ 区役所

※ご出席いただける場合は、大変お手数なのですが 1 2 月 2 日 (金) までに左記の連絡先までご連絡をお願いいたします。期間が短く、申し訳ありません。

申込・問い合わせ先

新潟市中央区社会福祉協議会 担当 秋山・渡邊

電話 : 025-210-8720 FAX : 025-210-8722

中央区社協からの地域福祉ネットワーク会議ご案内について

1. 地域福祉ネットワーク会議について

平成 22 年度から実施。事業目的は福祉専門職と地域の方々が日々直面している福祉的な問題について話し合い、地域の課題を明らかにしていくこと

2. ゴミ屋敷支援ガイドライン作成の経緯

- ・平成 26 年、ゴミを溜めこんでしまっていて困っている方に関する相談が多数寄せられる
- ・福祉専門職からも、同時期にゴミを溜めこんでしまっている方の相談窓口と支援の流れを整理することをしてほしいとの相談が多数寄せられる



- ゴミを溜めこんでしまっている方の支援者の方や、件数についてアンケート調査
- 「地域福祉ネットワーク会議」で中央区の地域福祉課題のテーマとして話し合う



中央区社協で支援ガイドライン（別紙 A3 両面刷り）を作成・27 年度から運用開始

3. 中央区内のゴミ屋敷の現状

「ゴミ屋敷に住む方」の定義について

※テレビ等で見ると敷地外までゴミがあふれているものから、家の中が片づけられずにゴミだらけになっていて、足の踏み場がない、というものまでさまざまな状況の中で生活している方

実際に関わる事例では、テレビで見ると家の外までゴミや物があふれているような方よりも、家の中や敷地内、アパートの中にゴミが積みあがっていて生活スペースがない、といったような方の方が多くいらっしゃり、そうした方は外に出ていないことから発見が遅くなってしまうことが多いのが現状

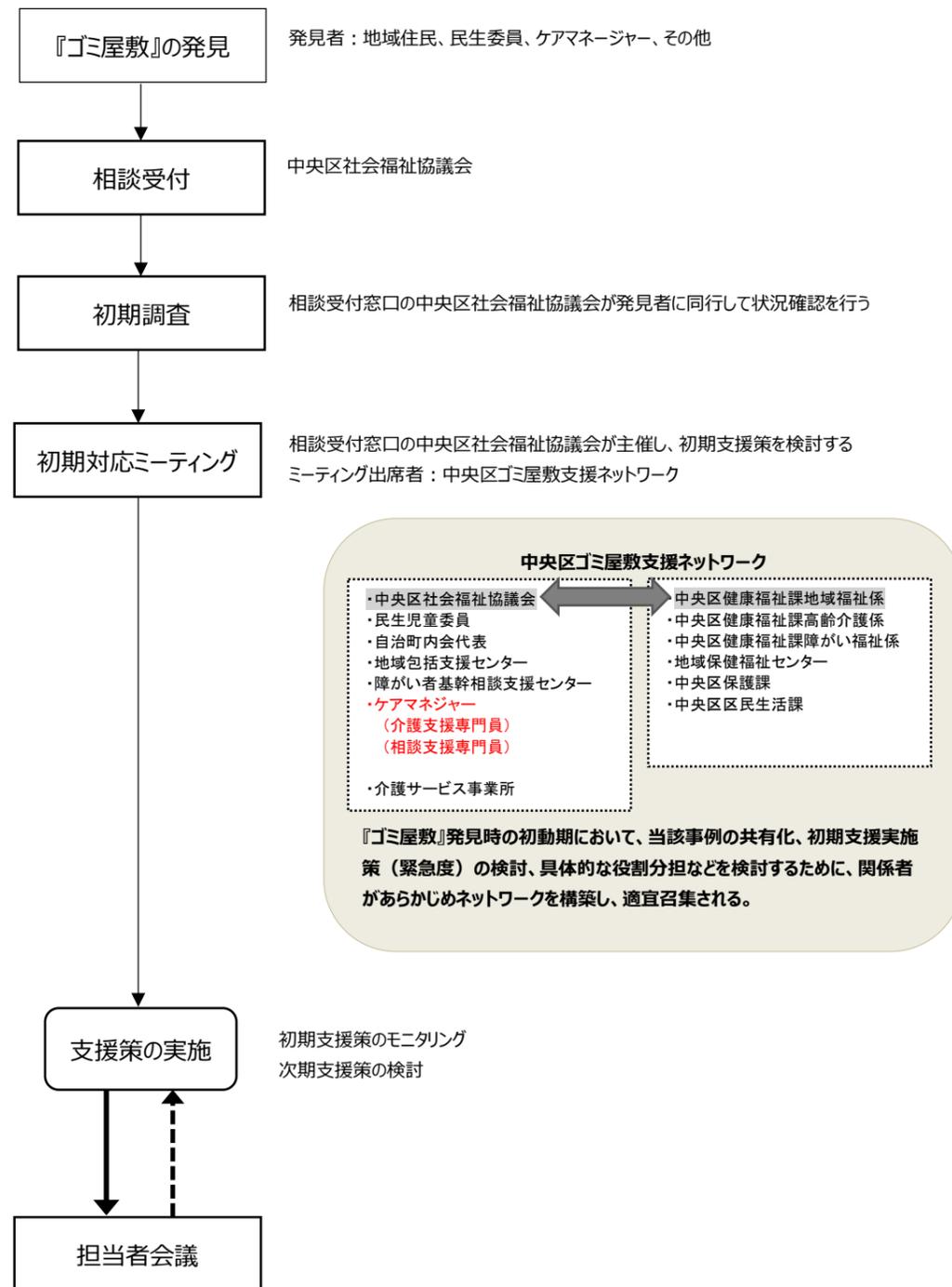
○27 年 4 月から 28 年 11 月現在までの中央区社協で相談を受け付けた件数と状況

| 地区 | 件数 | 対象者年齢 | 件数 | 性別 | 件数 | 経済状況 | 件数 | |
|-----|----|-------|----|----------------|----|------|------|-----|
| 湊 | 2 | 10 代 | 1 | 男性 | 17 | 生保世帯 | 8 | |
| 栄 | 2 | 20 代 | 1 | 女性 | 10 | 困窮 | 9 | |
| 礎 | 1 | 30 代 | 1 | 世帯状況 | | | 件数 | |
| 豊照 | 2 | 40 代 | 3 | 独身子どもと高齢の親 | | | 3 | |
| 鏡淵 | 1 | 50 代 | 4 | 高齢夫婦（どちらかが認知症） | | | 2 | |
| 浜浦 | 2 | 60 代 | 2 | 高齢独居 | | | 9 | |
| 関屋 | 1 | 70 代 | 7 | 障がい独居 | | | 6 | |
| 沼垂 | 3 | 80 代 | 4 | 親子とも障がい | | | 1 | |
| 長嶺 | 1 | 不明 | 2 | 母子 | | | 2 | |
| 南万代 | 1 | 高齢・不明 | 2 | その他 | | | 4 | |
| 鳥屋野 | 4 | | | 住まい | | | 件数 | |
| 女池 | 3 | | | 持家 | | | 15 | |
| 上所 | 3 | | | 借家・アパート | | | 12 | 総件数 |
| 山潟 | 1 | | | 分譲マンション | | | 2 | |
| | | | | | | | 27 件 | |

4. ネットワーク会議に自治協委員の皆様への参加依頼をする理由について

- ・現場の人が頭を寄せ合って、知恵を出し合っても解決の難しい問題がある。そうした問題について解決するには、より多くの方に関心を持ってもらい、このことを話し合ってもらわなければならないということ
- ・ゴミを溜めてしまう方々の支援について、コミュニティソーシャルワーカーが解決にあたっている先進地があるが、先進地にあるような地域課題の解決のためのしくみは新潟市にはまだない。仕組みをつくっていくにも、やはり多くの方の関心を得ることが必要であるということ
- ・自治協議会は地域の課題を検討する場として、これまでも様々な検討課題を話し合われてきている。今回の問題についても、ぜひ皆様のお力をお借りしたい

5. 事例にかかわるフロー



中央区社協 『ゴミ屋敷』に関するガイドライン

1. ガイドライン作成のねらい

『ゴミ屋敷』となる事例の当事者には、様々な理由によって問題解決意欲が乏しいことが多く、関係機関や近隣住民の思いとは一致せず、すぐに解決することは難しい場合が多くみられます。

しかしながら、当事者本人の理解が得られないからと言って放置してよいものでもなく、一人の人間としての尊厳が保持され、憲法25条に謳われている『すべて国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む』という生存権が守られなければなりません。また、ゴミ屋敷の当事者だけでなく、地域住民の方々にとっての生存権もあります。

誰もゴミ屋敷に望んで住んでいるわけではありません。ゴミ屋敷にしたくてしている人もいません。当事者本人との信頼関係を築き、その人の“物語”を大切にしながら問題解決の糸口を見つけ出すことが、回り道ではありますが何よりも重要であると考えられます。ゴミの処分だけをすればよい、ということではなく、その人がどういう暮らし（人生）を望むのかを聞き取ることができれば、きっと良い支援につながっていくことでしょう。

中央区社会福祉協議会では寄せられる相談の中から、何らかの理由によってゴミ屋敷と化してしまった家に住むその当事者を支援すること、またその当事者を縁あって支援して下さる関係機関の方々と共に問題を解決していくことが地域課題として存在しているのではないかと考えました。

この『ゴミ屋敷』問題に取り組むひとつのあり方として、問題解決のためのひとつの道しるべとなる『ガイドライン』を作成し、皆様にご提案したいと思います。

2. 中央区社協における『ゴミ屋敷』の定義

通常人が見て「ゴミ」と思うもので敷地内があふれかえり、住人の健全な日常生活が損なわれている状態。

3. 本ガイドラインのとらえ方

- (1) 基本として、本ガイドラインのとおりに対応しなければならない、ということではありません。関係者の皆様が『ゴミ屋敷』の対応に苦慮した場合などに活用していただきたいと思います。
- (2) 上記2. の定義に完全に一致しない事例でも、中央区社会福祉協議会では相談を受け付けますのでご安心ください。
- (3) 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、若者支援機関、パーソナルサポートセンター、ケアマネジャー、介護サービス事業所等の専門職に「地域福祉コーディネーター」が含まれているものとします。

4. 在宅高齢者の『ゴミ屋敷』発見後の、本人を含めた関係機関に期待される役割について

| | |
|--|--|
| 本人 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の意思を、遠慮せずに表明する ・サービス利用時に料金等が必要な場合の支払い |
| 家族・親類縁者 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人のこれまでの生活状況等についての情報提供に、可能な範囲で協力する ・片付け等の段階における本人への働きかけについて、適切かつ可能な範囲での協力 |
| 中央区社協 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅でのゴミ屋敷の早期発見・相談・通報の受付（相談窓口） ・相談窓口として、初期調査としての同行、情報収集 ・初期対応ミーティングの開催（関係機関の召集、ミーティングの進行、実施報告、課題整理） ・必要時、支援策の実施協力 |
| 中央区役所健康福祉課 地域福祉係 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政の関係各課への説明、協力依頼 ・初期対応ミーティング開催時の関係機関の召集、課題整理 ・必要時、支援策の実施協力 ・市民への啓蒙活動 |
| 中央区役所健康福祉課 高齢介護係・障がい福祉係 地域保健福祉センター | <ul style="list-style-type: none"> ・行政の関係各課への説明、協力依頼 ・初期対応ミーティングへの参加 ・地域包括支援センターまたは障がい者基幹相談支援センターの支援 ・必要時、支援策の実施協力ならびに関係者への情報提供協力 ・市民への啓蒙活動 |
| 中央区役所保護課 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該住民が生活保護受給者だった場合の、適切な個別支援 ・初期対応ミーティングへの参加 ・必要時、支援策の実施協力ならびに関係者への情報提供協力 |
| 中央区区民生活課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ搬出にかかる関係機関との連携・支援 ・初期対応ミーティングへの参加 |
| 地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談場所としての受付 ・初期対応ミーティングへの参加 ・必要時、支援策の実施協力 ・権利擁護、医療との連携などにおける支援 ・担当する介護支援専門員へのケアマネジメントに関する助言・支援 |
| 障がい者基幹型相談支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談場所としての受付 ・初期対応ミーティングへの参加 ・必要時、支援策の実施協力 ・権利擁護、医療との連携などにおける支援 ・担当する介護支援専門員へのケアマネジメントに関する助言・支援 |

| | |
|--|---|
| 若者支援機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・事例の発見、相談窓口への相談 ・初期対応ミーティングへの参加 ・支援策の実施、関係機関との情報共有 |
| パーソナルサポートセンター | <ul style="list-style-type: none"> ・事例の発見、相談窓口への相談 ・初期対応ミーティングへの参加 ・支援策の実施、関係機関との情報共有 |
| 民生委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談場所としての相談受付もしくは発見 ・初期対応ミーティングへの参加 ・必要時、支援策の実施協力 ・地域での日常的な見守り活動の推進 |
| 自治・町内会 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談場所としての相談受付もしくは発見 ・初期対応ミーティングへの参加 ・必要時、支援策の実施協力 ・地域での日常的な見守り活動の推進 |
| ケアマネージャー (介護支援専門員) (相談支援専門員) | <ul style="list-style-type: none"> ・事例の発見、相談窓口への相談 ・初期対応ミーティングへの参加 ・支援策の実施、関係機関との情報共有 |
| 介護サービス事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期対応ミーティングへの参加 ・支援策の実施、関係機関との情報共有 |
| その他の機関～医療機関、警察、消防、清掃業者、集合住宅管理組織、動物保護団体 等 | |